

4 就労支援



就職・転職

仕事を探す

- ① 公共職業安定所 (ハローワーク)
- ② マザーズコーナー

就労相談

- ③ 女性のための就職相談
- ④ 雇用環境・均等室
- ⑤ 総合労働相談コーナー
- ⑥ 北勢地域若者サポートステーション

就労サポート

- ⑦ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- ⑧ 離職者向け支援
- ⑨ 技能習得講座

通勤支援

- ⑩ 通勤定期運賃の割引

資格取得支援

- ⑪ 自立支援教育訓練給付金
- ⑫ 高等職業訓練促進給付金
- ⑬ ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業



仕事を探す

① 公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談担当の職員が就職についての相談、紹介を行っています。また、知識・技能習得のための、職業訓練の相談も行っていきます。

② マザーズコーナー

お子様が一緒でも安心して職業相談できるスペースを確保しております。お気軽にご利用ください。

相談時間：平日 9:00～16:30(昼休憩12:00～13:00)

問合せ先

四日市市本町3-95

☎ **059-353-5566**
(部門コード42#)

ハローワーク四日市 職業相談部門

☎ **059-353-5566**
(部門コード43#)

四日市市本町3-95

ハローワーク四日市2階

就労相談

③ 女性のための就職相談

就労を希望する女性に対し、キャリアカウンセリング(相談対応・アドバイス等)を行っています(オンライン相談も可)。

※定期相談：毎月第1月曜、第3水曜 時間については、お問い合わせください。

※出張相談：相談場所や時間等、詳細については、お問い合わせください。

詳細はおしごと広場みえホームページをご覧ください。

(Event & Seminar Calendar欄)

イベント・セミナー カレンダー

<https://www.oshigoto-mie.jp/>



QRコード⇒

おしごと広場みえ

☎ **059-222-3309**

FAX **059-222-3301**

津市羽所町700 アスト津3F

④ 雇用環境・均等室

ハラスメント、男女の均等な待遇、仕事と家庭の両立支援、パートタイム・有期雇用労働、育児・介護休業等に関する相談をお受けしています。

【相談の種類】

- ・職場におけるハラスメント(セクハラ・マタハラ・パワハラ)
- ・妊娠、出産、育児・介護休業等を理由とした不利益取扱い
- ・パートタイム・有期雇用労働者の正社員との待遇差等

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00

三重労働局 雇用環境・均等室

☎ **059-226-2318**

津市島崎町327-2

津第二地方合同庁舎2階

⑤ 総合労働相談コーナー

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 9:30～16:30

① 四日市総合労働相談コーナー

☎ **059-351-1662**

四日市市新正2-5-23

② 三重労働局

総合労働相談コーナー

☎ **059-226-2110**

津市島崎町327-2

津第二地方合同庁舎2階



問合せ先

⑥北勢地域若者サポートステーション

15～49歳の無職状態にある若年者、就職氷河期世代及び保護者を対象に就労に向けた相談・支援を行っています。

コミュニケーション能力アップのための各種セミナー実施

開所日：火曜～土曜

詳細はホームページをご覧ください。http://hokusapo.com/

QRコード⇒



四日市市諏訪栄町3-4
星座ビル2階

☎ 059-359-7280

FAX 059-359-7281

就労サポート

⑦母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、『母子・父子自立支援プログラム策定員』を配置し、ハローワークと連携をとりながら、就労支援を実施しています。

こども家庭課

母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

⑧離職者向け支援

離職などによって住宅等にお困りの人に対する支援制度があります。詳しくはご相談ください。

※住宅支援・入居支援・生活資金・就職支援

P.44の⑪自立相談支援事業もご参考ください。

保護課

☎ 059-354-8076

☎ 059-354-8166

☎ 059-354-8167

☎ 059-354-8327

FAX 059-354-8341

⑨技能習得講座 **ひとり親限定**

四日市市母子・父子福祉センターではひとり親家庭の自立を援助するために、パソコン講座を開催しています。

※パソコン講座の募集は市広報等でお知らせします。

四日市市母子・父子福祉センター

☎ FAX 059-354-8277

通勤支援

⑩通勤定期運賃の割引 **ひとり親限定**

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JRの通勤定期運賃の割引を受けることができます。※証明書の交付はこども保健福祉課給付係まで

こども保健福祉課 給付係

☎ 059-354-8083

FAX 059-354-8061



資格取得支援

問合せ先

⑪ 自立支援教育訓練給付金 **ひとり親限定** **所得制限有**

雇用保険制度の指定教育訓練講座など市から指定される講座を受講する人に対して、受講終了後に本人が支払った費用の60% (1万2千円を超えて20万円まで) が支給されます。

☆必ず事前相談が必要です。

※一部対象講座については、上限が40万円となる場合があります。

【対象】

市内に住所があり次のすべての要件を満たす母子家庭の母や父子家庭の父

- ① 児童扶養手当の受給者あるいは同等の所得水準の人
- ② 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人

☆原則として、過去にこの給付の支給を受けたことがない人

現に児童(20歳未満)を扶養している人

※受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有する人は差額分の支給となります。

こども家庭課
母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

⑫ 高等職業訓練促進給付金 **ひとり親限定** **所得制限有**

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父母を対象に看護師などの国家資格に係る養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合、「訓練促進費」が支給されます。

☆必ず事前相談が必要です。

【対象資格】

(正・准)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、美容師、歯科衛生士、調理師など

【対象】

市内に住所があり次のすべての要件を満たす母子家庭の母や父子家庭の父

- ① 児童扶養手当の受給者あるいは同等の所得水準の人
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる人
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人

☆原則として、過去にこの給付の支給を受けたことがない人

【支給額】

訓練促進費：月額10万円(ただし、対象者及び同一世帯に属する人が課税世帯の場合、70,500円になる場合もありますので、ご確認ください。)

最終学年はそれぞれの金額に4万円が加算されます。

※上限4年(資格により上限規定あり)

こども家庭課
母子・父子自立支援員

☎ 059-354-8276

令和5年度については、6ヶ月以上の訓練を必要とするデジタル分野等の民間資格も対象です。終了時期については未定ですので、詳しくは母子・父子自立支援員にお問い合わせください。



⑬ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 **ひとり親限定**

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的としています。

【対象者】

三重県内に住民登録をしているひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金を受ける人で、養成機関を卒業後、三重県内で取得した資格を活かした業務に5年間従事しようとする人

【貸付金】

- ①入学準備金：養成機関への入学時に50万円以内を貸付
- ②就職準備金：養成機関を修了し、資格を取得(見込みを含む)して就職が内定または決定したときに、20万円以内を貸付

※無利子(連帯保証人がいない場合は有利子)

※本貸付は次の制度との併用不可

- ・看護修学資金(三重県保健師助産師看護師等修学資金)
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・介護福祉士等修学資金貸付制度

※入学準備金は次の給付金との併用不可

- ・専門実践教育訓練給付金
- ・自立支援教育訓練給付金

【返還免除】

貸付を受けた者が、養成機関を卒業し、資格を取得した日から1年以内に三重県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業したときは、申請により貸付金の返還が免除されます。

(1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務が対象。同一事業所で離職なく継続する必要はありません。)

三重県社会福祉協議会
三重県生活福祉資金センター

☎059-226-1118